

第5節 大気環境の保全 - きれいな空を見よう -

1. 大気環境の現状

大気環境行政において、従来は工場等の事業活動に伴う排出ガス対策が中心的な課題でしたが、事業者の理解と協力により大幅に改善されてきました。最近では自動車からの排出ガス対策や光化学スモッグの主因物質であるオキシダントの対策が重要になっています。

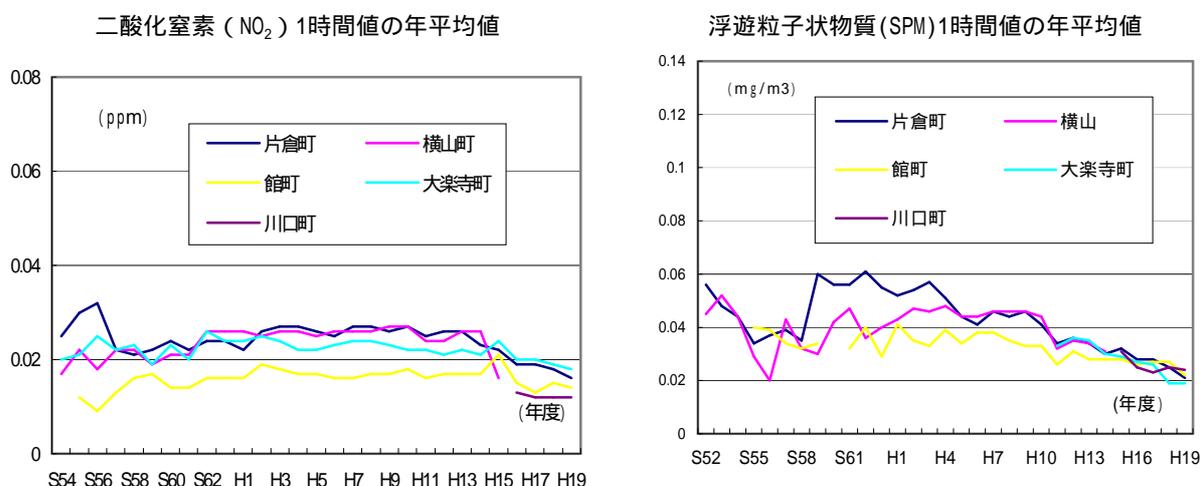
この自動車排出ガス対策については、東京都による新たな規制が進み、ディーゼル自動車から排出される浮遊粒子状物質（SPM）の削減をめざして、近県や国と連携した取り組みを行っています。光化学オキシダントについてはより効果的な対策を実施するため、国レベルで発生原因等の研究が進められています。

市では大気汚染の状況を市内7ヶ所の測定室で常時監視しています。19年度においては光化学オキシダント（Ox）を除く全ての測定項目で環境基準を達成しました。市内の二酸化窒素（NO₂）濃度と浮遊粒子状物質（SPM）については、近年横ばいとなっていますので、今後は長期的に見ていく必要があります。また、環境基準未達成の光化学オキシダント（Ox）について、19年度は光化学スモッグ注意報が15回発令されました。市では学校等への情報の周知を図り、被害の未然防止に努めました。

また、中央自動車道をはじめ国道4路線が市内を通る交通の要衝に位置する本市にとって、良好な大気環境の形成をするうえでは交通施策が重要です。交通施策においては公共交通機関や自転車への利用促進を展開しています。毎年実施している市政世論調査でも「空気がきれい」と感じる市民の割合は多く、市の大気環境は全般的には改善傾向にあると考えられます。

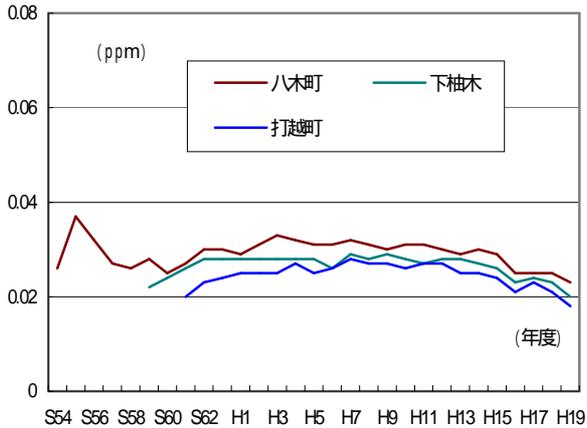
二酸化窒素と浮遊粒子状物質の経年推移

一般環境測定室

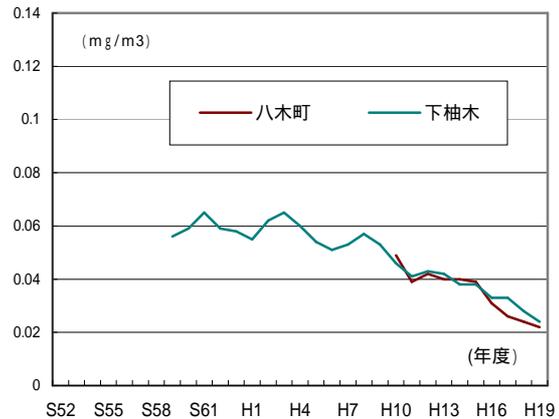


自動車排出ガス測定室

二酸化窒素 (NO₂) 1時間値の年平均値



浮遊粒子状物質 (SPM) 1時間値の年平均値



主な目標

- ・ 公用車の低公害車への転換 対象事業：2.(1)
- ・ サイクルロードの整備 対象事業：2.(2)
- ・ パークアンドバスライドシステムの実施 対象事業：2.(2)
- ・ 道路整備及び交差点の改良 対象事業：2.(2)

2. 大気汚染物質低減への取り組み

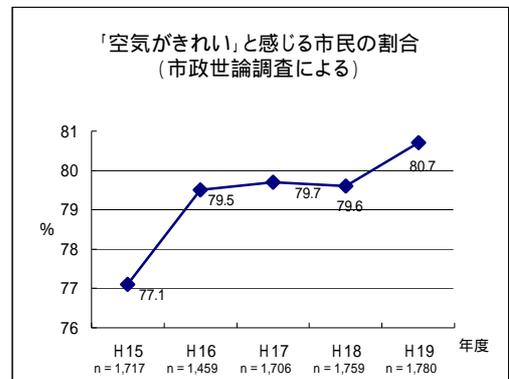
(1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスの問題は、これまでの窒素酸化物を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の規制が行われています。今後、粒子状物質の削減対策にとどまらず、より低排出ガス・低公害な自動車への転換を推進することが必要です。

市では環境確保条例に基づいて策定した自動車環境管理計画により公用車の低公害車への転換を推進していま

す。19年度もごみ収集車の更新時には液化石油ガス(LPG)車や圧縮天然ガス(CNG)車を導入するなど、公用車の低公害車への転換を図り、自動車環境管理計画による公用車の低公害化率(注)は、19年度の計画の34.4%を上回り39.8%となりました。

また、市民・事業者への低公害車の普及促進のため、天然ガススタンドの設置推進や「環境フェスティバル」での啓発事業も行いました。



注：低公害化率(%) = (低公害車の使用台数を自動車の種別、低公害車の区分によって換算した値) ÷ (自動車の使用台数を自動車の種別ごとに換算した値) × 100

(2) 交通施策

交通施策として、自動車交通の円滑化、公共交通システムの充実、交通結節点の整備、歩行者・自転車の快適性向上、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について新総合都市交通体系整備計画を策定しました。各事業を推進しその取り組み状況（進行管理）を把握しています。その中で、交通手段を自動車から公共交通機関へ利用転換することや自動車交通の流れを改善することなどは、自動車排出ガスの低減を図るうえで大きな効果が期待されます。

また、環境にやさしい自転車利用を促進するための「浅川サイクルロード」については、市民公募により名称を「浅川ゆったりロード」として、日野市境から鶴巻橋までの第1ステージに引き続き、北浅川と南浅川の合流点（鶴巻橋）から陵北大橋間（約5km）についても通勤・通学の安全性と利便性の向上をはかり、サイクリングもできる自転車（歩行者）専用道の整備を進めています。

19年度は、松枝橋付近を約200m、上壱分方小学校付近を約740m整備しました。

また、公共交通機関の利用促進のため「榎原パーク・アンド・バスライド駐車場」を引き続き秋川街道榎原交差点付近で試行し、20年3月末の自動車契約台数は満車の50台、自転車契約台数は101台となりました。榎原町でのパーク・アンド・バスライドを確立し他の地域にも導入するとともに、新たな交通施策への展開を広く市民へアピールしていきます。

さらに、都市計画道路の整備では、国や都とも協力して秋川街道などの歩道部へ植樹帯を設置しています。

今後も、新総合都市交通体系整備計画に基づいて渋滞解消や自転車利用促進の基盤整備を推進していきます。

(3) 光化学スモッグ対策

自動車、工場などから排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線によって化学反応を起こすことにより光化学オキシダント（O_x）という物質に変化します。光化学オキシダント（O_x）の濃度が高くなると、白く霧がかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼び、主に4月から10月の日差しが強く気温が高い、風の弱い日に発生しやすくなります。

近年、光化学オキシダント濃度が高濃度化している原因は、自動車対策などにより窒素酸化物の排出削減が進んだことに比べ、揮発性有機化合物（VOC）の削減が追いついていないためと考えられています。国や都は光化学オキシダント濃度を下げるために揮発性有機化合物（VOC）を使用する事業者に対し排出量の規制や適正管理による排出量の削減を図っています。

また、市では光化学スモッグ発令時には学校等への情報周知を行い、被害の未然防止に努めています。

光化学スモッグの発令状況回数

発令・年度	H15	H16	H17	H18	H19
学校情報	13	23	23	23	21
注 意 報	4	12	10	14	15
警 報	0	0	0	0	0

(4) 工場・事業場への対応

市は大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）に基づき工場等から排出されるばい煙の排出基準遵守等の指導を行っています。

また、大気汚染防止法等では、工場・事業場におけるばい煙、粉じん（一般粉じん）、特定粉じん（石綿）を排出する施設について排出基準や構造基準等を定め、事業者はこれらの施設の設置や構造等の変更時には事前の届出が必要となります。

市はこれらの届出に基づいて、適正な対応が執られるように事前に審査・指導を行い、未然に大気汚染の防止を図っています。

(5) 常時監視体制

測定結果については毎日の時報データを市ホームページに掲載し、市民への情報提供に努めています。（<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/kankyohozen/taiki/index.html>）

一般大気測定室		自動車排出ガス測定室	
1	片倉町測定室 片倉町553	1	八木町測定室 八木町8-1
2	館町測定室 館町1097-66	2	下柚木測定室 下柚木498
3	大楽寺町測定室 大楽寺町419	3	打越町測定室 打越町1647-6
4	川口町測定室 川口町2694-5		

(6) アスベスト対策

ア．アスベスト除去工事の届出

大気汚染防止法及び環境確保条例による除去工事の届出は右表のとおりです。17年度以降、届出件数が増加していることは民間施設などにもアスベストの除去が進んだことがうかがえます。

届出件数・年度	H17	H18	H19
大気汚染防止法	25	42	48
環境確保条例	45	44	39

イ．八王子市内の大気濃度測定

17年11月からは大気汚染測定室などで測定を行っています。19年度は、大気汚染測定室及びアスベスト除去工事周辺において測定しました。すべての箇所アスベスト繊維は検出されませんでした。

ウ．その他

国は、アスベスト関連で、健康被害の救済を目的とする「石綿による健康被害の救済に関する法律」を18年2月に公布し、3月に施行しました。また、大気汚染防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び地方財政法を改正し、飛散性アスベストの使用禁止や飛散防止措置の対策を強化しました。市ではアスベスト飛散防止対策を改正された大気汚染防止法、建築基準法、環境確保条例に基づいて対応しています。非飛散性に分類されるアスベスト含有建材を使用した家屋などの解体は、今後増加することが見込まれています。市では東京都が作成した飛散防止マニュアルの周知を行っています。

また、アスベストによる健康被害を防止するため、17年度に市有施設における露出した吹付け材等について調査し、アスベストの使用が確認された建材については除去による飛散防止対策を実施してきました。建材に使用されたアスベストは、クロシドライト、アモサイト、クリソタイルとされてきました。

しかし、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト、アクチノライト、アンソフィライト（以下「トレモライト等」という。）が検出された事案があることが判明しました。そこで、17年度に行った調査箇所においてトレモライト等に係る再調査を実施しました。調査の結果、トレモライト等は使用されていませんでした。

3. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「大気」の分野について、3段階からなる評価を行いました。また、市の内部評価及び環境推進会議における市民との相互の評価は以下のとおりです。（評価の手法については15ページ参照）

評価 :

<市の内部評価>

公用車の低公害車化が順調に進んでいる中、市民・事業者への低公害車の普及啓発についても、着実に事業の促進に努めること。

また、交差点の改良やラッシュ時の渋滞緩和、自転車ネットワークの構築など、継続的に交通環境の改善に努めること。

<環境推進会議での評価>

公用車の低公害車化については着実に推進すること。

また、市民・事業者への低公害車普及については、より一層の啓発に努めること。自転車利用の促進や計画的な道路整備を行うなど、交通環境の改善に努めること。